

小売全面自由化を実施したフランスとイギリスはどのような課題に直面しているか？

佐藤 佳邦

今年7月にわが国では「電力システム改革の基本方針」が示され、家庭用を含む小売の全面自由化が決定した。ここでは、既に全面自由化を実施したフランスとイギリスが直面する課題を述べる。

2007年7月に自由化範囲を家庭用まで拡大したフランスでは、新規参入者5社が、自由化料金で電気を供給している。現状ではその数や規模が不十分なため、政府は、需要家保護の観点から、EDFなどの既存事業者に対し、引き続き規制料金での供給を義務付けている。既存事業者は同時に自由化料金も提供しているため、家庭用需要家はこれら3種のいずれかを選択できる。

フランスの問題は、家庭用需要家の負担を抑制したいとの政府の意図により、規制料金が低く設定されていることにある。例えばパリ市内では、2010年6月時点で、EDFの規制料金はその自由化料金より12%も安かった。需要家にとってEDFの自由化料金は全く魅力的ではないし、新規参入者が規制料金並の低価格を提示するのは容易ではない。

既存事業者の規制料金が原価割れになっているとの指摘さえある。エネルギー法の規定により料金認可案に諮問する義務を負うエネルギー規制委員会(CRE)は、今年7月、EDFの家庭用規制料金の値上げ申請に際し、最終認可権を有するエネルギー大臣の料金改定案の水準ではEDFの費用を十分に賄えないとの意見を表明した。CREの意見に法的拘束力はないが、指摘が正しければ、規制料金が低く設定されたために、効率的な新規参入者が排除された可能性がある。

その結果、需要家の自由化料金への切り替えが進んでいない。今年6月末時点で、家庭用需要家の約94%が既存事業者の規制料金を選択したままで、新規参入者のシェアはわずか6%程度だ。既存事業者の自由化料金を選択した需要家は皆無に近い。

このように、自由化後も既存事業者に料金規制を課す場合には、規制の仕方次第では、新規参入者が排除され競争が進展しないおそれがある。欧州大で自由化を進めるEU委員会も、原価割れなどの場合には規制料金が新規参入の障壁となるので不適切だとしている。

一方イギリスは、1999年に全面自由化を実施したが、事業者間の競争が値上げへの抑止力になると判断され、2002年に家庭用の料金規制が撤廃された。その後、現在のイギリスの小売市場は、事業者の統合を経て6大電力会社(ビッグ6)の寡占状態にある。

イギリスでは過去数年にわたり、卸電力価格の上昇などを理由に、家庭用電気料金が頻繁に値上げされてきた。直近では、ビッグ6の一つSSE(スコティッシュ・サザン・エナジ

ゼミナール(33)

一)が10月15日に平均9%の値上げを実施したほか、他社も相次いで値上げを発表した。まず同月12日にブリティッシュ・ガスとエンパワーの2社がそれぞれ6%と9.1%の値上げを翌月実施すると発表し、10月15日には、スコッティッシュ・パワーが7%の値上げを12月に実施するとした。また、10月26日にはEDFも、10.8%の値上げを12月に実施すると発表した。残るイー・オンは、年内は値上げを実施しないとの方針だが、年明け以降の値上げが予想される。これに対して需要家団体は、値上げの発表や実施が短期間に集中しており、協調的ではないかと批判している。

また、メニュー変更や供給者切り替えによる電気料金の削減が見込まれるにもかかわらず、家庭用需要家が複雑多様な料金メニューを理解できないために、現実にはそれがなされていないとの指摘がある。

そのような中、規制機関のOfgemは、10月26日に、家庭用小売電力・ガス市場の改革案を示した。改革案は、各事業者の基本メニュー数の制限やメニューの簡素化などの需要家の理解向上策に加えて、需要家ごとの最も安価なメニューの通知を事業者に義務付けることなどを提案している。Ofgemは来年夏までの成立を目指しているが、すでに事業者が反対を表明するなど、紆余曲折が予想される。

先行して自由化を進めた英仏では料金規制や競争確保、需要家保護のあり方を巡って様々な議論があり、いまだ試行錯誤の段階と言える。我が国でもこれらを十分に評価、分析した上で適切な市場制度を構築すべきである。

電力中央研究所 社会経済研究所 電気事業経営領域 主任研究員

佐藤 佳邦 / さとう・よしくに

2006年入所。専門は独占禁止法・競争政策。担当報告書に「競争環境下における電力需要家保護制度の検討 -米国及びEU諸国の現状と課題-」など。